# 総務市民委員会　会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日　時　令和７年８月２６日（火曜日）
　　午前１０時開会　午後０時２５分閉会
場　所　第３委員会室

---

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　（１）消防本部関係
　（２）市長公室関係
　（３）総務部関係
　（４）市民生活部関係
　４　閉　会

---

出席委員（８名）

| | |
|---|---|
| 委員長 | 目黒　英一 |
| 副委員長 | 菅井　歩美 |
| 委　員 | 古沢　喜幸 |
| 委　員 | 篠塚　昌毅 |
| 委　員 | 小坂　博 |
| 委　員 | 奥谷　崇 |
| 委　員 | 滝田　賢治 |
| 委　員 | 栁澤　健二 |

---

説明のため出席した者（２１名）

| | |
|---|---|
| 市長公室長 | 山口　正通 |
| 総務部長 | 塚本　浩幸 |
| 市民生活部長 | 皆藤　秀宏 |
| 消防長 | 堀本　良博 |
| 消防次長 | 比氣　武行 |
| 政策企画課長 | 福澄　雄祐 |
| 行政経営課長 | 天貝　健一 |
| 財政課長 | 瀬古澤　時人 |
| 広報広聴課長 | 冨田　知伸 |
| 防災危機管理課長 | 大橋　博 |

| | |
|---|---|
| 管財課長 | 渡邊　隆明 |
| 課税課長 | 中西　弘治 |
| 生活安全課長 | 福原　守 |
| 市民課長 | 菊田　宏巳 |
| 環境保全課長 | 鈴木　孝昌 |
| 環境衛生課長 | 草間　正志 |
| 消防総務課長 | 持丸　恒次 |
| 予防課長 | 橋本　浩一 |
| 警防救急課長 | 堀越　一良 |
| 指導課長 | 郡司　茂樹 |
| 指導課教育ＤＸ推進室長 | 廣瀬　和久 |

---

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

---

傍聴者なし

---

**○目黒委員長**　おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

**○目黒委員長**　それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和７年、８月２６日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①土浦市消防フェスティバル２０２５の中止について、執行部より説明を願います。

**○持丸消防総務課長**　資料①土浦市消防フェスティバル２０２５の中止について、御説明いたします。１の消防フェスティバルの概要といたしまして、市民に防火・防災に対する意識を高めてもらうとともに、消防を身近に感じていただくことを目的に、平成２８年度から１１月頃に消防フェスティバルを開催している状況でございます。２の中止の理由といたしましては、今年度は１１月に茨城県において緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練が実施されます。主催は総務省消防庁で、１都９県の消防機関、その他関係機関が参加する大規模な訓練でございまして、本市消防本部も被災地消防本部としての訓練参加が決定していることから、同時期に開催となる消防フェスティバルについては中止といたしますことを御報告させていただきます。写真につきましては、昨年度の川口運動公園サブグラウンドでの開催模様でございます。また、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の詳細につきましては、この後、資料③で警防救急課から説明がございますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料②第７６回茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会開催について、説明を願います。

**○堀越警防救急課長**　第７６回茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会開催について、御説明させていただきます。１の開催日時につきましては、令和７年１０月１９日日曜日８時３０分から開会式となります。２の開催場所につきましては、土浦市消防本部屋外訓練場となります。３の出場チームにつきましては、土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市の５市で構成されている県南北部地区大会となり、本市を含む各構成市から計７チームが大会に参加予定となっております。本市の代表分団は、ポンプ車の部で中高津地内の第２２分団が出場いたします。４の競技内容につきましては、消防ポンプ車又は小型ポンプを用いて、設置された防火水槽から給水、火点と呼ばれる的をめがけて放水して的を倒し、そのタイムと操作員の動作を得点化して競うものとなります。５の大会主催につきましては、茨城県と茨城県消防協会となり、今年度は、本市が当番市として大会を運営いたします。６のその他についてですが、今年度の本大会の上位大会である茨城県大会は、実施されないことを申し添えさせていただきます。第７６回茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会開催についての説明は以上となります。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料③令和７年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施について、説明を願います。

**○堀越警防救急課長**　令和７年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施について、御説明させていただきます。１の概要につきましては、緊急消防援助隊とは、県内の消防力では対応できない大規模災害が発生した場合に、消防庁長官の求め又は指示により、被災地以外の消防が応援に駆け付ける全国規模の制度となっております。この制度を円滑に運用するため、関東ブロックにおいては、１都９県の輪番で毎年合同訓練を実施しております。今年度は茨城県が開催県であり、本市は被災地として訓練に参加いたします。２の実施日時につきましては、令和７年１１月１２日水曜日８時３０分から翌日１３日の１１時３０分までとなっております。本市の訓練参加は、１２日のみとなっております。３の訓練会場につきましては、消防本部３階講堂と塚田陶管株式会社柳沢工場となります。消防本部では指揮本部運営図上訓練、柳沢工場では実働の部隊運用訓練が行われます。４の参加機関につきましては、（１）から（３）の東京都、埼玉県、栃木県は緊急消防援助隊、（４）から（７）の筑西広域消防本部、西南広域消防本部、常総広域消防本部、つくば市消防本部は茨城県広域消防相互応援協定により参加、このほか、茨城県警察、国土交通省、陸上自衛隊、土浦協同病院のほか、近隣３次医療機関が関係機関として参加いたします。５の想定につきましては、数日間にわたる長雨と地震の影響により東城寺及び小野地区において土砂災害が発生、道路が寸断され集落が孤立しているといった想定で訓練が行われます。６の主催につきましては、総務省消防庁となり、

訓練当番県が茨城県になります。今回の訓練は、茨城県内で本市を含む４市の会場で訓練が行われ、消防車両約３００台、消防職員約１，０００名が集結し、警察及び自衛隊などの関係機関と連携する大規模な訓練となっております。令和７年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施についての説明は以上となります。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○篠塚委員**　先ほどの競技大会も併せてなんですが、こちらの訓練を見学に行っても良いのか悪いのか、行って邪魔になってしまっても困りますし、どのようにすればいいのかちょっとお伺いしたいんですが。

**○堀越警防救急課長**　どちらも参加は可能となっております。県南北部の大会につきましては、会場の奥が本部会場となるのですが、そちらのほうに席を御用意させていただきたいと考えております。緊急消防援助隊の参観につきましては、開催県の県議会議員、市町村長、市町村議員の皆様、参加県の消防機関の課長、消防長のほか、参加機関、協力機関の長を来賓とすることが通例となっております。案内のほうですが、自由参観になりますので、席が用意されてないんですけれども、見学の機会は設けてあります。詳細につきましては、こちらで計画を立てまして、改めて皆様にお知らせしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○堀本消防長**　１０年に一度の訓練ですので是非御参観いただきまして、訓練風景を御覧いただければと思います。どのような御案内ができるか現在調整中ですので、調整ができましたら御連絡したいと思います。よろしくお願いいたします。

**○滝田委員**　例えば、新治地区メインというか、災害を想定してやるんですけれども、例えばそこの地区長さんなども参加はできるのでしょうか。

**○堀越警防救急課長**　地区の皆様の参加につきましては、一般の方の参加はかなわない状況なので、この訓練をやるという御説明は地区長さんにさせていただく予定でおります。分団の方は訓練に参加いたしますが、一般の方は参加できないという状況なので、御理解いただきたいと存じます。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料④令和７年度秋季点検の中止について、説明を願います。

**○堀越警防救急課長**　令和７年度秋季点検中止について、御説明させていただきます。１の中止の理由につきましては、先ほど御説明させていただきました令和７年１１月１２日、１３日にかけて緊急消防援助隊関東ブロック訓練が茨城県内で開催されます。本市は被災地消防本部として訓練に参加いたしますので、今年度の秋季点検を中止とさせていただきます。代替案としましては、秋季点検につきましては、主な目的が点検と表彰伝達でございますので、点検につきましては各行事の際に消防団幹部が確認し、表彰伝達につきましては令和８年の消防出初式で行うことといたします。令和７年度秋季点検中止についての説明は、以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料⑤土浦市消防団新治地区第４・第５方面隊の統合について、説明を願います。

**○堀越警防救急課長**　土浦市消防団新治地区第４・第５方面隊の統合について、説明させていただきます。１の統合の経緯につきましては、新治地区の第４・第５方面隊の分団から、分団を存続することが困難であると令和４年１２月に消防団幹部へ相談がございました。今ある新治地区の分団を持続可能な組織とするため、令和５年から消防団内部で協議を始め、今年度から地区長を交え統合に向けての協議を進めている状況でございます。２の統合案につきましては、消防団の案として、表のとおり第４方面隊は１０箇分団を統合して５箇分団とし、第５方面隊は８箇分団を４箇分団に統合する案でございます。３の進捗状況につきましては、４月２６日に地区長を対象に新治地区消防団内で消防団活動を存続できない分団や団員確保に苦慮している分団があるという現状について説明会を行いました。５月に消防団幹部主導で統合案を作成、６月は地区長に対して消防団員から提案があった統合案について説明会を行いました。８月は統合を希望する分団と当該地区の地区長を交え、統合に向けての協議を始めております。協議につきましては、現在４件行っておりますが、今後３件行う予定でございます。４の今後の予定につきましては、１０月に再編計画案を作成、１１月に地区長に対し再編計画案の説明会を行い、１２月に市長、副市長へ再編計画案を報告、その後、土浦市消防団第４・第５方面隊の再編計画として、担当課に提出する予定でございます。土浦市消防団新治地区第４・第５方面隊の統合についての説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　そのほか、消防本部からございますか。

**○堀本消防長**　特にございません。

**○目黒委員長**　委員の皆様から執行部に何かございますか。

**○篠塚委員**　先ほどの訓練の御案内をいただくときにですね、服装ですが防災服着用なのか、そこも分かれば御連絡いただけるとありがたいです。

**○堀越警防救急課長**　事務局に確認させていただきまして、改めて御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○奥谷委員**　１点確認でございます。先日、大阪で火災がありまして消防署の方２名が亡くなられるという大変痛ましい事故がありました。それを受けて土浦市消防本部としての対応をまずお聞きしたいのと、市内に飲食店含めた雑居ビル、オフィスビル等がかなりあると思いますけれども、そういったところの点検等についてどのようにお考えで今後対応していくのかをお聞かせください。

**○堀越警防救急課長**　消防本部の対応としましては、事故があった８月１８日付けで通知を出させていただきまして、四つのことを徹底するように通知しております。１点目が指令・受令・受信からの情報把握の徹底、２点目が要救助者確認の確実な実施、３点目が退路確保と孤立防止、４点目が通信等状況報告の徹底をするよう周知させていただきました。指揮隊という隊がございまして、その隊が隊を統括しますので、そちらのほ

うでも、こちらについてどのような対応をするかというのを検討し、すぐ対応するようにしております。以上でございます。

**○橋本予防課長**　市内の雑居ビルですが、約４０７棟ございます。そのうち、屋内階段が一つしかなく、火災の際、避難に支障が出るおそれがあるビルが市内に４０棟ございます。こちらは令和３年１２月に大阪の北区でクリニックが放火された火災を受けて、その時にも一度緊急点検と立入検査を４０棟させていただきました。今回もその４０棟を優先的に明日から予定を入れておりまして、緊急の立入検査、又は物品の階段への存置だったり、防炎物品の使用、又は屋外、今回室外機が激しく燃えていたというようなことで外観の検査も含めて明日から緊急の点検などを予定しております。また、広告物が激しく燃えているということで、広告物の申請がですね、建築指導課が所管しておりまして、そちらと連携を既に取っておりまして、合同の検査だったりというのも検討して進めてまいります。以上となります。

**○奥谷委員**　ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいということと、報道によればその対象の大阪のビルは、何度か指導勧告があったにもかかわらず従わなかったという改善点もまだまだ残っていたという報道も聞きますので、そういった対象が市内にどのくらいあるのかというところも含めて把握していらっしゃると思うので、もし分かるのであれば教えていただきたいと思います。

**○橋本予防課長**　先ほど言いました屋内階段が一つと、令和３年のときの結果ですが、４０棟のうち１件だけですね、違反で指摘して、是正が確認できていないのは１件だけでございます。そちらを明日優先的に立入検査をさせていただいて、そのほかも４年経っておりますので、残りの３９棟も優先して、そのほかは順次、建築指導課と連携して立入検査、指導のほうをさせていただきます。以上でございます。

**○篠塚委員**　次回の本委員会のときでいいのですが、１１月に土浦市全国花火競技大会があるのですが、何件か不幸な事故が起こっておりますので、露天商の火災事故の時は点検をしていただいているんですけれども、今回の花火大会に向けて消防のほうとしてどのような点検をされていくのか、安全点検とかですね、また安全管理をするのか、産業建設委員会のほうの花火対策室との連携だと思うのですが、計画表などがあれば後ほど教えていただければと思います。

**○橋本予防課長**　篠塚委員からありました花火大会のほう、私たちも露店検査とかしておりますので、そちらの安全点検だったり、消防が行う今後二度と事故を起こさないような対策ということでお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　それでは、ないようですので消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（消防本部退席）

（市長公室入室）

**○目黒委員長**　それでは、市長公室の案件について、協議を行います。市長公室資料に

基づきまして、資料①土浦市企業版ふるさと納税基金条例の制定（案）について、説明を願います。

**○冨田広報広聴課長**　資料①のアをお願いいたします。土浦市企業版ふるさと納税基金条例の制定（案）についてでございます。まず、大きな１番の企業版ふるさと納税の制度概要でございますが、企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体の地方創生の取組に対し、市外に本社機能を有する企業がその使途を指定し寄附をすることで、寄附額の最大９割を上限に法人税関係の軽減措置を受けられる制度となっており、こちらは平成２８年度に創設された制度となっておりまして、当初は、令和元年度までとなっておりましたが、これまでに何度かの適用期限の延長と税の軽減の拡充を経まして、現在は令和９年度末まで延長されております。下の図につきましては、企業における税の軽減措置のイメージ図となっております。つぎに、２番の企業版ふるさと納税基金設置の目的でございます。企業版ふるさと納税については、地方創生の取組を進める上で、必要な財源を獲得する有効な手段となっています。企業版ふるさと納税の寄附金については、原則として寄附金を受領した年度に全額を使い切らなければならないこととなっておりますが、例外として、国の認定を受けた基金を設置している場合に限り、寄附金を基金に積み立て、翌年度以降の事業に使用できることとなっております。このことから、財源となる寄附金をより効果的に事業に充当するため、新たに基金を設置するものでございます。下の図につきましては、基金を設置した後の企業版ふるさと納税の充当イメージ図となっております。３番の施行期日（案）につきましては、公布日からとなります。なお、資料①イに条文を付けさせていただいております。内容としましては、設置、積立、管理、処分など全７条からなるものです。後ほど御覧いただければと思います。説明は以上です。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

**○篠塚委員**　目的を企業が指定するんですけれども、基金にすればある程度自由に使えるということでよろしいですか。

**○冨田広報広聴課長**　事業を決めて、そこに充てるというような形になります。

**○篠塚委員**　令和９年までということなのですが、それ以降、また国の方針が変わると、これも変わる可能性はあるということですか。令和９年までとりあえず基金設定という条例の制定でよろしいですか。

**○冨田広報広聴課長**　現段階では委員おっしゃるとおり令和９年度までということで国のほうで設定しておりますが、期間がまた延長になるかどうかというのが、まだ定まっていないということで、今後の状況につきましては、国の動向を見ていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料②令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）、繰越金、財政調整基金について、説明願います。

**○瀬古澤財政課長**　資料②令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）、繰越金、

財政調整基金についてをお願いいたします。資料の１番目の今回の補正の理由でございますが、決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定により２分の１以上の金額を積み立てるか、繰上償還しなければならないとされておりますことから、令和６年度の決算上の剰余金、実質収支分を繰越金として歳入し、財政調整基金へ積み立てるものでございます。補正予算の考え方につきましては、２番目の算定式を御確認いただければと思います。まず、令和６年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支２７億７，０１９万６，０００円から各事業における令和７年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額１２億８，７８０万６，０００円を差し引いた実質収支は１４億８，２３９万円となり、こちらが令和６年度からの繰越金となります。この繰越金から当初予算で、財源不足を補填するために計上した３億円の繰越金を控除した額、ここでは計上していませんが、１１億８，２３９万円が当初予算からの増額分として、歳入の補正額として計上されます。この額に第３回定例会に提出を予定しております補正予算においての歳入超過分の１億７，００１万９，０００円を加えた額が１３億５，２４０万９，０００円となりまして、歳出予算の積立金として計上いたします。令和７年度予算では、３月の予算内示会でも御説明しましたが、財源不足が拡大し、財政調整基金の取崩額が増大したこともあることから、その補填として全額を財政調整基金に積み立てるものでございます。ただ今の説明については、３番の補正予算額に記載のとおりとなりますので、御確認いただければと思います。参考として、今年度の財政調整基金の予算上の状況を記載しています。積立金は、当初予算に計上した預金利子分１，４５８万６，０００円に今回の補正予算を合わせまして１３億６，６９９万５，０００円、取崩額は当初予算で２８億３，０００万円、前回６月議会の補正予算の財源として８，４３７万５，０００円を財政調整基金から補填しておりますので、合わせて２９億１，４３７万５，０００円となり、現時点では積立額を取崩額が１５億４，７３８万円ほど上回っている状況でございます。今回の補正予算では基金からの取崩しによる財源補填はなく、逆に基金に積み立てることができましたが、今後も補正予算の財源としての基金の取崩しを想定しますと、財政調整基金の積立、取崩しの収支は流動的であり、不透明であると考えています。また、新年度予算編成においても、財源不足の補填として財政調整基金の活用は必須と思われますので、新たな歳入の確保、事務事業の見直しに積極的に取り組みまして、安定した財政運営が維持できるよう、財政調整基金残高の維持にも努めてまいりたいと思います。以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、報告事項に移ります。資料③令和６年度決算に係る健全化判断比率等について、説明を願います。

**○瀬古澤財政課長**　資料③令和６年度決算に係る健全化判断比率等についてをお願いいたします。２ページをお願いいたします。この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法の規定により、決算に基づき毎年作成いたしまして、監査委員の意見をいただき、議会に報告の上、公表しているもの

でございます。中ほどの図にありますように、指標では、健全段階、財政の早期健全化（早期健全化基準)、財政の再生（財政再生基準）の三つに分類され、早期健全化基準以上になりますと、それ以上の財政の悪化を防ぐため、財政健全化計画を策定しなければならず、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定し、地方債の制限など国からの関与により財政再生に取り組まなければなりません。その下にございますように、対象範囲は、一般会計から公営事業会計、一部事務組合、第三セクターまでを網羅した４種類の指標が対象となっております。３ページをお願いいたします。まずは、上段の①実質赤字比率でございますが、実質赤字比率につきましては、一般会計等における実質赤字が標準財政規模に対して、どのくらいの割合となっているかを示す比率でありまして、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。下段の②連結実質赤字比率は、先ほどの一般会計等に特別会計、公営企業会計を加え、地方公共団体全会計における実質赤字の割合を示したものでございます。それぞれ、本来生じるべきものではなく、本市では赤字ではありませんでしたので該当無しとなります。４ページをお願いいたします。実質公債費比率は、一般会計、特別会計、公営企業会計の地方債の償還金、すなわち公債費や特別会計への繰出金等で公債費に充てられたものなど、実質の公債費の財政規模に対する割合を示すものであり、借入金等の返済額などの大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。数値が小さいほど優れておりまして、当市におきましては、上段の枠の白抜きにあるように、過去３年の平均で６．４％となり、昨年度が５．８％でしたので０．６ポイント悪化しております。ただし、早期健全化基準は２５．０％、財政再生基準は３５．０％ですので、基準は下回っております。単年度の指標では６．６％となっており、昨年が６．８％でしたので、３か年平均とは逆に０．２ポイント減少、改善しております。単年度の指標が改善した要因としては、分母となる標準財政規模が大きくなったことや、分子となる借換債などを除く純粋な公債費の減少により単年度比率は減少しましたが、３か年平均については４年連続で悪化している状況でございます。公債費は、今後実施する事業でどの程度の地方債を借り入れるかにもよりますが、今後しばらくは実質公債費比率の指標は悪化していく可能性があります。５ページをお願いいたします。将来負担比率でございます。ただ今の実質公債費比率が公債費の水準を図る指標であるのに対し、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為の額など将来の財政負担と考えられるものから、基金などの将来負担に対する財源として見込める歳入を差し引いた実質的な負担額が財政規模に対して、どれくらいの割合かを示すものであり、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でございます。これも数値が小さいほど優れており、昨年の２．９％より０．８ポイント改善し２．１％となっております。改善した理由としては、地方債残高の減少などが主な要因となっております。しかしながら、地方債残高は、令和５年度の普通会計で比較しますと、約６２０億円と県内３２市の平均約３２０億円、類似団体の平均が約３６０億円と、比較すると２倍近い残高を有していることから、将来世代に過度に負担をかけないよう注意してまいりたいと考えております。６ページをお願いいたします。資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の状況を表したもので、経営状態の悪化の度合いを示す指標で

ございます。中ほどの四角で囲ってあります水道事業、下水道事業の二つの公営企業単体の赤字の割合を示すもので、下に記載してありますようにいずれも資金不足は生じておりませんでした。以上が健全化判断比率の状況でございます。本市におきましては、実質公債費比率は悪化、将来負担比率は改善となりましたが、いずれも基準未満となりました。しかしながら、この健全化判断比率における早期健全化基準以上の団体は、夕張市１団体のみであり、地方公共団体の厳しい財政状況を鑑みると、この指標が健全であっても、財政状況が芳しくない団体は、数多く存在しているものと思われます。実際に令和６年度の本市の決算においても、給与改定、社会保障費の増、さらに長引く物価高騰の影響などから人件費、扶助費、物件費などの増により、経常収支比率は悪化しています。経常収支比率とは、市税などの経常的収入が人件費、扶助費、公債費などの経常的支出にどの程度充当されているかを示す割合で、これが高くなると財政の硬直化が進み、財政に余裕がない状態となります。今後も市民に必要なサービスを提供し、新たな事業を実施できるよう、改めて事務事業を再点検し、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと思っています。以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○篠塚委員**　下水道特別会計の地方債なんですけれども、国のほうで下水道の工事の予算化をするような話があるんですが、そうするともう少し地方債を増やして土浦市独自で下水道のインフラ整備とか点検とかそういうのを増やしていっても大丈夫なのかなという気もするんですが、今７５億でこれを８０億ぐらいまで増やしていっても、実際将来負担比率はそんなに上がらないと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○瀬古澤財政課長**　額がどのくらいかにもよりますけれども、ここで示されてる指標と国で示す基準については非常に大きな差がありますので、特段大きな影響はないかと思います。ただ、この指標とは別に実際の市の予算というところで申しますと、先ほど御説明したとおり、地方債の償還に充てられる繰出金というのもこの指標の中に組み込まれるような形になりますので、その額がどんどん大きくなってきますと、例えば一般会計における公債費繰出金の割合というところも大きくなっていきますので、やはり先ほど最後に申し上げたとおり、財政が余裕がなくなる状態というところも考えられますので、どれくらいの地方債を公営企業のほうにも活用するのかというところは、十分に検証しながら予算化していく必要があるのかなというふうに考えております。

**○篠塚委員**　国が示した指標は、あくまでもとんでもない数字にならないようにということだけであって、実際には類似団体とか、今の土浦市の財政状況とかを踏まえて、これはあくまでも単なる指標というふうに見たほうがいいんですかね。実際には財政のほうでは現状の収支を見て、今後どこも将来を考えていくということですよね。手っ取り早くは財調が減っていくのを防ぐというのが一番でしょうけれども、そういう感覚で見ているのでしょうか。

**○瀬古澤財政課長**　委員おっしゃるとおりでして、財政課としましては、あくまでもこの基準というのは国が定めている健全化基準の中で、どのくらいの数値になっているの

かというところを示すものでありまして、実際の財政運営につきましては先ほどもお伝えしましたとおり、この指標とは別にどれだけその歳入歳出の割合というか、そういった部分が変わっていくのかというところを常に注視していかなければならないものかというふうに考えております。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料④令和６年度土浦市の財務書類（一般会計・全体会計）について、説明を願います。

**○瀬古澤財政課長**　資料④ア令和６年度決算土浦市財務書類分析要約をお願いいたします。財務書類につきましては、本編の令和６年度土浦市の財務書類要約版と分析要約版を今回２点用意させていただいておりますが、説明に当たりましては、要約版を使って説明をさせていただきたいと思います。まず、公会計における財務書類について簡単に御説明させていただきますと、歳入・歳出による現金取引のみを対象とした現金主義会計・単式簿記方式となる官庁会計に対し、複式簿記による発生主義会計を導入しまして、資産や負債に関するストック情報や、将来の負担などを総合的に見るフルコスト情報などを踏まえ、現金主義会計を補完するもので、この財務書類の中には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の四つで構成し、財務４表と呼ばれております。１ページをお開きいただきまして、こちらが一般会計に公共用地先行取得事業特別会計を含めた一般会計等の財務４表になりまして、これに特別会計や公営企業会計を合わせた全体会計、さらには一部事務組合などを含めた連結会計の財務諸表も作成しておりますが、今回はこのうち一般会計等分について御説明させていただきます。それぞれの表の特徴と相関関係を申しますと、左下の表が現金の流れを示す資金収支計算書、その右隣真ん中の表が資産と負債の差額となる純資産の動きを示す純資産変動計算書、その下の表は経常的な行政活動に伴うコストや使用料収入などを示す行政コスト計算書、そして一番上の左右にまたがる表が下のそれぞれの表をまとめたバランスシートと言われる貸借対照表になりまして、資産、負債、そして純資産を示し、基準日時点での財政状態を明らかにするものになります。相関関係については、図の矢印にあるとおり、それぞれの表を補完する形となっています。２ページ以降では、それぞれの表に関する説明がありますが、本日は時間の関係もございますので、１ページの表で令和６年度決算における本市の財務４表の全体の概要、特徴について説明したいと思います。まず、右下の行政コスト計算書は表記のとおりとなりますが、前年度との比較では、表中の人に係るコスト、物に係るコスト、そして給付型の性質を持つ移転支出的なコストは、人件費の増、物価高騰に伴う各経費の増、扶助費の増などにより、前年度よりもそれぞれ増加しており、総行政コストは９億円増の５４７億円となっています。一方で、下の経常収益については、令和５年１０月から開始した給食費の無償化の継続などにより、前年度で４億円程度減少しまして、最終的な純行政コストとしては、約５２８億円となり、前年度比較では約１３億円増加しております。その上にあります純資産変動計算書では、行政コスト計算書から算出された純行政コストが、税収や国県補助金など受

益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを表し、端的に言うと行政活動の結果、資産がどれだけ増えたか減ったかを表す報告書となっております。令和６年度は、定額減税の実施や固定資産の評価替えなどにより税収は減となりましたが、定額減税を補填する地方特例交付金や物価高騰に伴う地方消費税交付金、寄附金などの増により、表中にあります財源調達の部分につきましては、前年度比較で約７億円増の５３２億円になり、この財源により、先ほどの純行政コスト５２８億円を賄うことができ、その他の資産を含めますと令和６年度は１０億円の純資産増となり、期末純資産残高は１，１０５億円になりました。左下の資金収支計算書は、現金の流れを表すものですが、①の業務活動収支、②の投資活動収支、そして③財務活動収支を合計した令和６年度の資金収支トータルはマイナス３億円となり、当年度期末資金残高は、一番下にありますように２８億円となりましたが、この中では①の業務活動収支は、行政コスト計算書でも触れた扶助費などの増や給食費の無償化継続などにより前年度よりも７億円の減、③の財務活動収支については、前年度と同様に借入額よりも償還金が上回っていることで、前年度よりも更に４億円のマイナスとなっています。これらの動きを踏まえまして、一番上のバランスシートでは、まず左側の借方の資産では、金融資産については、特定目的基金も含めた基金残高が前年度比較で１１億円程度減少したことなどにより、前年度比較では約１３億円の減、その下の事業用資産やインフラ資産等においては、都和南小学校の長寿命化改良工事のほか、清掃センターの設備更新など、新たな資産を計上した一方で、既存施設などの減価償却による価値の減少分が資産の新規取得分を上回ったことなどにより、固定資産全体では、令和５年度と比べ約１９億円の減少、これにより金融資産を合わせた資産合計は約３２億円減少しまして、資産は約１，７６７億円となっております。また、右側の負債につきましては、地方債など将来世代の負担となるもので、地方債残高の減少などにより、前年度比較では約４１億円の減となって約６６２億円となり、資産から負債を差し引いた純資産については、前年度比較で約１０億円増加し１，１０５億円となり、先ほど御説明した純資産変動計算書の期末純資産残高と合致する形となります。この結果、財務諸表から読み取れる土浦市の状況を簡単に申しますと、貸借対照表を御覧いただいたとおり、最終的に資産負債の比較で言うと、純資産が増えている状況は悪い状態ではないと思いますが、前年度比較で財政調整基金が８億８，０００万円減少していることなどが主な要因となり、先ほど御説明しました借方に表記されています金融資産が１１億円ほど減少しておりますので、できるだけ基金取崩しに頼らない財政運営ができるよう、歳入の確保、歳出事業の見直しについて、より積極的に取り組んでいく必要があるのかなと思います。以上が令和６年度における財務４表の説明となります。２ページから７ページについては、各表の詳細資料となっており、８ページから１４ページは指標を活用した分析となりまして、後ほど御確認いただければと思いますが、このうち２点ほど抜粋して説明させていただきます。１０ページをお願いいたします。資産の状況の中の有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち建物などの償却資産については、取得価格に対して価値の減少がどれくらい進んでいるのか、施設の使用により価値がどれほど減っているのかを表すものです。この比率が高いほど、

施設の老朽化が進んでいるということになり、本市の課題の一つでもあります。バランスシートでも触れましたが、本市では、減価償却による価値の減少分が取得分を上回っているため、比率は年々増加しており、令和５年度５９．６％に対し、令和６年度は６１．１％と１．５ポイントの増となり、老朽化が進んでいるということが言えます。市では、修繕、更新が必要な施設について、限られた財源の中で利用者の安全性などを考慮しながら、優先順位をつけて計画的に対応していますが、物価高騰の影響などにより財源の確保に苦慮しているところです。先ほどの健全化判断比率では、なるべく地方債の発行を抑え、残高縮減に努めてきたと御説明しましたが、地方債の効果的な活用によりこの課題に対処していく必要もあるかと思いますし、このほか公共施設等総合管理基金などの計画的な活用や施設によっては受益者負担の見直しなども含め、財源確保策を検討していく必要があると考えております。１４ページをお願いいたします。受益者負担の状況でございます。こちらは、行政コスト計算書の経常収益を経常費用で除して算出し、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を示すもので、物価高騰の影響や社会保障費の増などにより、経常的な費用が増加している一方で、給食費の無償化の継続などによりコストと収益の差が拡大し、受益者負担比率は前年度よりも減少しています。令和５年度の数値になりますが、県内団体における平均値と比較しても、本市の比率は下回っております。給食費の無償化が比率の減少に大きく影響しており、この表はあくまでも市全体の行政コストにおける受益者負担比率なので、サービスごとに見た場合は、適正な受益者負担もあるかとは思いますが、これらの結果を踏まえて、それぞれのサービスがコストに見合った料金体系なのか、改めて検証する必要もあると考えており、それについては財政課からも所管課に確認の依頼をしているところでございます。以上、最後はかいつまんでの説明となってしまいましたが、令和６年度決算における財務書類、指標分析についての説明となります。財務諸表については、現金の動きだけでなく、資産や負債を含めて財政状況を確認するもので、これを細かく分析して、財政運営に活用していくのはなかなか難しいものではありますが、財務諸表や先ほど御説明した健全化判断比率なども含めて、あらゆる角度から本市の財政状況を分析し、今後の財政運営に効果的に活用できるよう、引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○篠塚委員**　給食費の無償化は国より先に実施しておりますが、大体約５億円かな。そうすると先ほどの説明だと基金が８億８，０００万円、そのうちの５億円を給食費に充てているということですかね。かなりの金額を占めてるんですけれども、これは国の動向見るしかないんですが、今後もかなりの負担になってくるのかと思うのですが、この辺はどのように感じていらっしゃるんですかね。ほかの支出を減らして歳入を増やすと言いますが、歳入を増やす方法も限られていてなかなかないと思うのですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

**○瀬古澤財政課長**　おっしゃるとおり、給食費の無償化についての財源に関する影響というのは大きいものというふうに考えております。また、それを補填するための対応と

いうところで申しますと、今後国のほうでその分の補助とかを補填してくれるということであればまた別ですが、そういった話は今のところないので、その他の財源で賄っていく必要があるかと思います。そういった意味で先ほど受益者負担というところもありましたけれども、改めてそういった施設の料金ですね、今回の議案のほうでもふれあいセンターの料金の見直しというものがございますので、改めて物価高騰に伴って適正な料金負担というふうな形になっているのか、そういったところを考えていく必要もあるかと思いますし、またそのほか事業に関する国県の補助であったりとか、その他の財源などがないのか、類似してる事業について全国の先進事例などを確認しながら財源が得られるものについては確実に確保していくと、そういったような取組が必要になってくるのかなというふうに思います。ただし、大きな事業をどれだけ取捨選択して、この事業はやるこの事業は見送る、そういったことをやっていかないと経常的な事業の見直しだけでは不足する財源というのを賄うのはなかなか難しい部分があるかと思いますので、財源の確保は着実に取り組んでいく一方、歳出事業の見直し、また取捨選択そういったところが重要になってくるのかなというふうに感じております。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料⑤大畑地区立地の特定工場の敷地利用の緩和について、説明を願います。

**○福澄政策企画課長**　大畑地区立地の特定工場の敷地利用の緩和についてでございます。概要といたしましては、工場の立地を促進するため地区計画が定められた大畑地区において、立地する特定工場が敷地を有効活用できるよう、手続を進めているものでございます。緩和につきましては、工場立地法で緑地等の面積が２５％以上必要になるものを２０％から１５％へ緩和するものでございます。本市におきましては、工業団地では同様の緩和措置を行っておりまして、地区計画エリアでも同様の緩和措置を行うものでございます。緩和をすることで、敷地の一部を従業員駐車場にするなど、敷地の有効活用ができるようになります。なお、緩和のためには地域未来投資促進法に基づく第２期茨城県圏央道沿線地域基本計画の変更をして、国からの同意が必要となります。スケジュールにつきましては、９月末に基本計画変更案の国の同意を経て、１２月議会にて条例の一部改正をお願いすることになります。説明は以上となります。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

**○古沢委員**　緩和して工場が立地できるようにするというのが目的でしょう。ということは、相当まだ空いてるんですか。

**○福澄政策企画課長**　大畑第一地区、第二地区の状況は多少違いますが、まだまだ空いている場所は多くございまして、ただ地区計画でありますので、大きな区画がいっぱいあるといったことではなく、１，０００平方メートル、２，０００平方メートルの地域が多いところなので、こちらは私どもで適地バンクという形でなるべく登録をしていただいて、まとまった土地を作っていこうというふうに今動いてございます。以上です。

**○古沢委員**　現在空いている土地の所有者というのは土浦市なの。

**○福澄政策企画課長**　こちらの土地に関しましては、完全に民地でございます。
**○栁澤委員**　確認ですが、もう既に立地されてる工場さんにも適用されるということでよろしいのでしょうか。
**○福澄政策企画課長**　緩和を受けることができるようになります。
**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
**○目黒委員長**　つぎに、資料⑥公共施設の配置方針に基づく地区別検討スケジュールの見直し及び公共施設等再編・再配置計画（案）に対するパブリック・コメントの実施について、説明を願います。
**○天貝行政経営課長**　資料⑥アを御覧いただきたいと思います。２点ございまして、１点目が地区別検討スケジュールの見直しについてでございます。これまで御案内しておりましたスケジュールにつきまして、公民館の長寿命化工事時期が重複する地区がありまして、代替施設の確保に支障をきたす懸念があることからスケジュールを見直すものです。詳しくは別資料の資料⑥イを御覧いただきたいと思います。１ページがこれまでお示ししていた各地区の課題のある施設の再配置方針の策定スケジュールでございます。端的に申し上げますと、都和公民館、三中地区公民館、六中地区公民館の長寿命化工事時期が一部重複することからスケジュールを見直すものでございます。上段の都和公民館の大規模改修工事期間につきましては、令和１３年から１５年度を予定しておりまして、実際の工事はおおむね１５年度を想定しています。中段の三中地区公民館の長寿命化工事期間は、基本・実施設計を含めて１２年から１５年を予定しておりまして、実際の工事は１４年から１５年を想定しています。それから一番下の欄外に記載のとおり、六中地区には課題のある検討対象施設が無いということから記載はありませんが、六中地区公民館の長寿命化工事は１５年から１６年を予定しておりますので、１５年の１年間ではありますが、工事期間が３地区で重複することとなります。そうしますと、工事期間中の代替施設の確保の観点で支障をきたす懸念がありますので、スケジュールを見直すものでございます。２ページが新たなスケジュールとなります。変更点は、工事期間の重複を解消するため、まず都和公民館につきましては、緊急度の高かった外壁改修及び屋上防水工事を昨年度既に実施していることから、それ以外の工事時期を繰り下げます。それから三中地区公民館の工事時期を１年繰り上げます。また、西部地区学習等供用施設と接している南支所をどうするかという課題への検討に時間を要すると想定されることから、内部での検討期間を２年間確保しようと考えております。そうしますと、三中地区の検討を令和８年度から開始することになりますので、順番を２番目に変更するというものです。これに伴い新治地区の検討開始時期を１年先送りし、一中地区の検討開始時期を２年先送りするもので、二中地区、四中地区、六中地区につきましては変更ございません。資料⑥アにお戻りいただきまして、２番の再編・再配置計画（案）に対するパブリック・コメントの実施についてでございます。これまで検討してまいりました公共施設１８８施設の配置方針（案）について、外部委員会に付議し取りまとまったことから、記載の日程でパブリック・コメントを募集するものです。計画（案）は大変ボ

リュームがあることから、外部委員会において「なぜ再編が必要なのかを簡単にまとめた動画でまずは興味を持ってもらった上で、概要版や本編へと誘導してはどうか」との御意見をいただいたことから、今回動画も作成いたしましたので、後ほど記載のＵＲＬから御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料⑦公共施設包括管理の実施状況について、説明を願います。

**○天貝行政経営課長**　資料⑦になります。本年４月から導入いたしました学校等４８施設の包括管理業務委託の７月末までの４か月間の実施状況について御報告いたします。①の各施設からの不具合の報告件数は合計５４９件で、内訳は学校からが大半を占めております。②の不具合内容の主なものは、トイレの詰まりなどが多いのと、時期的に空調関係が非常に多い状況でした。なお２ページから３ページに対応状況の写真を掲載しております。③の対応状況ですが、軽易な作業５９件というのは、包括管理業者自らが点検時に発見した不具合のうち車載工具で修理可能な軽易なもの、例えば水道のパッキンなどの消耗による漏水などの修繕を行ったものです。ちなみに車載工具とは３ページの写真で紹介している記載の工具類になります。つぎの内製修繕とは、包括管理業者自らがホームセンター等でパッキン類などの消耗品を購入し修繕するもので５４件ございました。市内事業者に発注し完了したものが６５件で、直ちに補修が必要でない経過観察のものや修繕対応中のものなどが４３０件ございまして、経過観察中のものについては年度後半に予算の余り具合に応じて優先順位により発注してまいります。２番の保守点検業務委託の発注状況です。１０２件の発注件数のうち、市内業者へは７３件、市外業者へは２９件で、市外業者への発注業務は記載のとおりエレベーター保守やプール滅菌器点検等の特殊業務で、市内事業者から受注希望の無かった業務でございます。最後に市内業者への発注率は昨年度から１．８％上昇してございます。説明は以上です。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○栁澤委員**　こういった不具合の報告件数が５４９件ありますけれども、こういったものは包括管理業者さんが定期的に各施設を回って御自身で発見されるものなのでしょうか。それとも、各施設の管理者の方が報告してそれをまとめたものなのでしょうか。

**○天貝行政経営課長**　基本的に報告されている５４９件につきましては、管理者、学校であれば先生ですとか公民館であればそこの職員であるとか、そういった方々から修繕してほしいとの報告が上がってきたものでございます。そのほか、包括管理業者が点検中に発見したものについては、③の軽易な作業５９件が当たります。以上でございます。

**○栁澤委員**　包括管理業者さんが御自身でされた軽易な作業について、その工賃というのは、その契約料金の中に含まれるのでしょうか。それとも別途発生するものなのでしょうか。

**○天貝行政経営課長**　軽易な作業につきましては、包括管理業者に支払っておりますマネジメントフィーというのが別枠でございますので、そこに含まれているもので大体金額で申し上げますと３万円未満ぐらいを目安に、軽易な作業又は内製修繕ということで

包括管理業者が行うことになります。市内業者に発注するとなりますと、軽易な作業であると敬遠される部分もありますので、包括管理業者がその場でやっていただいてるというものでございます。

**○柳澤委員**　そういった作業に当たる人もいると思うのですが、何人ぐらい詰めてらっしゃるのでしょうか。

**○天貝行政経営課長**　本市の包括管理業者は、４名ほど詰めてございます。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料⑧旧土浦市本庁舎跡地利活用に係るサウンディング調査の実施について、説明を願います。

**○福澄政策企画課長**　旧土浦市本庁舎跡地利活用に係るサウンディング調査の実施について御報告いたします。調査の目的といたしましては、長年、土浦市のシンボルとなってきた旧庁舎は平成２７年に用途廃止されました。廃止後、土浦市公共施設跡地利活用方針において、転用又は売却との方針が示されております。長い間転用の方向性が決まらなかったことから、民間事業者等から土地建物の活用へのアイディアを募集し、今後の利活用の方向性の検討材料とします。対象の概要は、昭和３８年築の建物、敷地面積１８，９０９平方メートル、延べ床面積６，９２６平方メートルとなってございます。用途地域は、第一種中高層住居専用地域で耐震性は本庁舎が旧耐震、増築庁舎は新耐震となってございます。現況は位置図のとおりとなっております。スケジュールといたしましては、９月上旬には参加申込みの開始、現地見学会を経て、１１月中旬にはサウンディングの実施を行い、年内の公表を目指してまいりたいと考えております。説明は以上となります。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○古沢委員**　サウンディングとはどういう意味なんですか。

**○福澄政策企画課長**　広く民間の方の意見を聞く場所という形でしかないんですが、市役所だけではなくて、民間の様々な立場の方々の意見をもらう場所ということになります。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　ないようですので、そのほか市長公室からございますか。

**○福澄政策企画課長**　お手元のほうにチラシを配らせていただきました。こちら株式会社とりせん木田余店におきまして、本年１０月７日に移動スーパーとくし丸の出発式が行われます。同販売事業が開始されることを御報告いたします。この事業によりまして、既に実施されております株式会社カスミの移動販売と合わせまして、買い物難民の更なる解消に繋がるものと考えております。なお、販売エリア等の詳細につきましては、配布いたしましたチラシのとおりとなってございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

**○目黒委員長**　そのほか市長公室からございますか。

**○山口市長公室長**　ございません。
**○目黒委員長**　委員の皆様から執行部に何かございますか。
**○奥谷委員**　今回の議案とか報告に記載はないんですけれども、土浦市の公式ＬＩＮＥについてお聞きしたいと思ってまして、今公式ＬＩＮＥに１万４，０００人ぐらい登録されていると思うのですが、この公式ＬＩＮＥのプラットフォームを使うのに費用は発生するのですか。例えば、１件当たり情報を出すのに幾らとか、登録者人数に応じて費用が発生するとか、そういう仕組みになってるんですか。その辺を確認させてください。
**○冨田広報広聴課長**　今の御質問ですが、基本的にその費用は発生していないものとなります。
**○奥谷委員**　行政としては無料でこのプラットフォームを使って、情報を出すことができていると理解してよろしいですね。ありがとうございます。
**○目黒委員長**　そのほかございますか。
（「なし」という声あり）
**○目黒委員長**　それでは、市長公室の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。
（市長公室退席）
（総務部入室）
**○目黒委員長**　それでは、総務部の案件について、協議を行います。総務部資料に基づきまして、資料①ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）、地域防災体制整備事業について、執行部より説明を願います。
**○大橋防災危機管理課長**　資料①のアをお願いします。地域防災体制整備事業で、茨城県被災者生活再建支援システムの更新です。１番の補正理由にありますように、当該システムは災害発生時に迅速な罹災証明書の発行や被災者台帳の作成、管理など、円滑な業務遂行を目的に令和元年に県と市町村が共同で運用を始めたシステムです。この度、サーバーなどの更新を行い、より扱いやすい新システムに県下一斉で本年度中に更新されるものです。２番の補正予算額ですが、歳入は財源として緊急防災・減災事業債が活用できますので、１９目防災費の１節防災設備整備費債に１９０万円の計上です。歳出は、茨城県に負担金として支払いますので、１８節負担金補助及び交付金に１９２万７，０００円を計上いたします。なお、県全体の事業費は１億５００万円ほどで、県負担が２分の１、残り２分の１が均等割と人口割、半々ずつの市町村負担分として示されております。３番の今後の予定ですが、１０月から順次更新し、負担金の支出は令和８年２月の見込みです。地域防災体制整備事業の補正予算は以上でございます。
**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
**○目黒委員長**　つぎに、資料①イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）、防災拠点・防災設備整備事業について、説明を願います。
**○大橋防災危機管理課長**　資料①イをお願いします。防災拠点・防災設備整備事業です。本市の地域防災計画では、各中学校を給水拠点に位置付けております。この度、第五中

学校の防災井戸が故障し、応急処置にて対処したところですが、制御基板に経年劣化がみられることから、ユニット一式を交換いたしたく、補正予算をお願いするものです。２番の補正予算額ですが、歳出１０節需用費に修繕料として１１１万３，０００円の計上でございます。３番の今後の予定ですが、議決いただいたのち１０月に契約手続、１１月に修繕作業を予定しております。五中防災井戸の修繕は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料①ウ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）、情報伝達体制整備事業について、説明を願います。

**○大橋防災危機管理課長**　資料①のウをお願いします。情報伝達体制整備事業、全国瞬時警報システム、いわゆるＪアラート受信機の更新でございます。平成２６年から運用しておりますＪアラート受信機の更新になります。現行の機種は導入から１０年以上が経過し、全国的に次期型機種への変更が進んでおります。今年度更新の予定は昨年度当初から進めてまいりましたが、新機種の詳細な金額が不明のままであったため当初予算に間に合わず、この度、補正予算をお願いするものです。２番の補正予算額ですが、歳入は財源としてこちらも緊急防災・減災事業債が活用できますので、１節防災設備整備費債に４７０万円の計上です。歳出は１２節委託料を４７９万６，０００円増額し、１，３７９万９，０００円を計上いたします。３番の今後の予定ですが、１０月に委託契約し、１１月から機種の更新手続、通電試験等を経て令和８年２月には新機種での運用開始を予定しております。以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料②財産の取得（神立消防署配置災害対応特殊救急自動車購入）について、説明を願います。

**○渡邊管財課長**　資料②財産の取得について、神立消防署配置災害対応特殊救急自動車購入をお開きください。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条における議会の議決に付さなければならない予定価格が２，０００万円以上の財産の取得に該当することから、９月議会に議案として提出するものでございます。１ページをお願いいたします。名称は神立消防署配置災害対応特殊救急自動車購入、契約金額につきましては３，８７２万円です。契約の相手方は水戸市に本社があります茨城日産自動車株式会社県南法人営業部です。契約の方法は指名競争入札です。以上が議案の内容となります。つづきまして、２ページをお願いします。災害対応特殊救急自動車購入の具体的な仕様等でございます。１番の目的を御覧ください。本契約は、配置後１１年が経過し、性能の低下及び老朽化の著しい車両の更新を行い、消防力の維持、向上を図ることを目的としています。２番の車両概要です。当車両は、神立消防署へ配置している高規格救急自動車の更新車両です。緊急援助隊応援車両としての登録要件に合致した車両で、四輪駆動のシャーシに救急隊員が活動しやすい室内空間を有し、救急救命士が行う高度救命処置に必要な各種救急資器材を装備積載し、市民の救急要請

に対し、迅速で効果的な救急活動が可能となる仕様としています。左下に車両の主要諸元を記載しております。また、主要装備品につきましては、右側に記載しております。主要装備品としましては、（１）車両運用端末装置、（２）電動ストレッチャー一式、（３）人工呼吸器、（４）気道確保用資機材一式、（５）自動体外式除細動器一式、（６）輸血用資機材一式でございます。３番の納入場所につきましては、土浦市消防本部です。４番から６番までは、先ほどの説明と重複しますので割愛いたしまして、７番の期間についてですが、議会議決の翌日から令和８年３月２５日までです。８番の補助でございますが、総務省が行う緊急消防援助隊設備整備事業費補助金の交付が決定しており、その補助額は１，７１１万３，０００円でございます。４ページをお願いします。入札結果でございます。災害対応特殊救急自動車は、特殊車両であり販売元が限られていることから、中段に記載のとおり８者による指名競争入札を実施いたしました。予定価格は左下に記載がございます。税抜きで３，６３６万３，０００円で、落札率は９６．８０％でございました。７月９日に入札を実施し、７月１０日に仮契約を締結している状況です。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料③財産の取得（校務用センターサーバ機器等）について、説明を願います。

**○渡邊管財課長**　資料③財産の取得について、校務用センターサーバ機器等をお開きください。本案件は、所有権移転付きの賃貸借契約に基づく賃貸借期間満了後の無償譲渡による財産の取得であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条における議会の議決に付さなければならない予定価格が２，０００万円以上の財産の取得に該当するとみなし、９月議会に議案として提出するものです。１ページをお願いいたします。名称は校務用センターサーバ機器等、契約金額につきましては総額２億９，０４０万円です。月額４８４万円の６０か月分でございます。契約の相手方は、市内本社の中川商事株式会社、契約の方法は指名競争入札です。財産の取得日は、５か年の賃貸借契約の期間満了日の翌日である令和１２年１２月１日を予定しています。財産の取得の方法につきましては、所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡によります。以上が議案の内容となります。２ページをお願いします。１番の目的を御覧ください。本賃貸借は、小中学校・義務教育学校２３校において職員室等に設置されている校務用パソコン及びプリンタ、教育委員会に設置されている校務用センターサーバを更新し、校務が円滑に遂行できる環境の確保を目的とします。２番の機器の仕様及び数量ですが、校務用パソコン７５０台、校務用プリンタ６９台、校務用センターサーバ１台です。３番の納入場所ですが、市内の小学校１５校、中学校７校、義務教育学校１校、教育委員会を予定しています。４番から６番までは、先ほどの説明と重複しますので割愛いたしまして、７番の取得日についてですが、令和１２年１２月１日を予定しております。８番の取得の方法につきましては、所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡による取得でございます。３ページをお願いいたします。工程表になりま

す。議会の議決後に本契約を締結し、１０月から１１月にかけて業者において各種機器の設定を行い、各校への設置、入替作業を実施し、１２月から活用します。なお、６０か月後の令和１２年１１月末まで活用し、令和１２年１２月１日に機器を無償譲渡される予定です。４ページをお願いいたします。こちらは、本案件の運用イメージとなっております。左側にあります校務用センターサーバ、こちらは教育委員会内のサーバ室に設置しておりまして、主に右側にあります校務用コンピュータの通信管理を行っています。右側にあります校務用コンピュータにつきましては、主に各小・中・義務教育学校の職員室に配置し、教職員１人１台で使用しているものでございます。５ページは入札の結果です。機器の賃貸借が可能な業者、アキラから関彰商事までの１０者による指名競争入札で、予定価格は、税抜き月額４７０万６，９６４円、落札額は税抜き４４０万円、落札率は９３．４８％でございます。令和７年１２月１日から令和１２年１１月３０日までの長期継続契約を予定しており、現在８月４日に入札を実施し、８月５日に仮契約を締結している状況です。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○篠塚委員**　センターサーバは大変重要な部分だと思うんですが、予定価格が設定されてるんですけれども、ほかの業者さん全てが予定価格以上の金額になっているのですが、この予定価格設定に関しては、いろいろな資料を集めたと思うんですけれども、もし落ちなかったら大変なことになったと思うんですが、その辺はどのように判断されたのでしょうか。

**○渡邊管財課長**　御質問をいただきました予定価格の設定につきましては、起案をする段階で複数の業者から参考見積りを取りまして、その中で適正な価格ということで設定をさせていただいたというところでございます。

**○篠塚委員**　数社から見積りを取って適正価格でということはいいんですけれども、入札のときにほとんどが予定価格を上回ってる金額なので、その価格設定が本当にそれで大丈夫だったのかというところがあるので、今後もよく注意をしていただいて、予定価格に関しては、このようなサーバとかパソコンというのはもし遅れたら大変なことになると思うので、その辺加味して設定していただければと思います。よろしくお願いします。

**○渡邊管財課長**　今篠塚委員おっしゃられたとおり、このサーバはとても重要なものですので、確かにどこも予定価格内に入らなくて不調になってしまうと教育環境に重大な影響を及ぼすことになると思いますので、慎重に今後検討していきたいと思っております。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料④土浦市税条例の一部改正（案）について、説明を願います。

**○中西課税課長**　サイドブックスの資料④をお願いいたします。土浦市税条例の一部改正（案）について、説明させていただきます。令和７年度の税制改正によりまして、早急

に対応が必要な条項につきましては、専決処分の後、６月の議会で報告させていただきました。今回の改正分につきましては、施行期日がこれから到来するものを議案として上程させていただくものとなります。それでは資料の１ページをお願いいたします。１の改正の内容、（１）個人市民税関係から説明させていただきます。今回の改正は、アの特定親族特別控除の創設に伴う改正による規定の整備となり、所得税法の改正に伴います内容となります。納税義務者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の特定親族、大学生年代の子等に関する特別控除に係る規定を整備することになりました。既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たな特別控除を設けることで、控除の額が段階的に逓減する仕組みとなる改正となり、令和８年度以後の個人住民税について、新たに所得控除を行うものとなっております。資料の２ページの物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応（参考）をお願いいたします。令和７年度の税制改正については、所得税法の改正が行われたことに伴いまして、個人住民税の改正が行われることとなりました。下段の表をお願いいたします。今回の改正のほか、①の給与所得控除の見直し、②の基礎控除の見直し、飛びまして④の扶養親族等に係る所得要件の見直しについては、所得税法と同様の対応となっていることから、地方税法及び条例の改正が必要が無く、特定親族特別控除創設の規定のみの整備となります。３ページにつきましては、今回の特別控除額が収入額に応じて段階的に逓減する控除イメージの表となっております。個人住民税に関しましては、１６０万円を超える収入の場合、段階的に控除額が減額となっていきまして、１８８万円以下までの収入の方に対し、適用できる仕組みとなっております。改正する条文につきましては、１ページの表に記載のとおりでございます。施行日につきましては、令和８年１月１日となります。つづきまして、１ページに戻っていただき、（２）たばこ税関係となります。アの加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正について説明いたします。加熱式たばこについては、紙巻たばこより税負担が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、国のたばこ税の見直しに伴い、今回、地方たばこ税についても見直しされることとなりました。現在、加熱式たばこについては、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式から、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定重量以下のものは加熱式たばこ１本をもって紙巻きたばこ１本に換算する仕組みの内容変更となります。令和８年４月と１０月の２回に分けて段階的に見直す改正となり、改正いたします条文については、表に記載のとおりとなっています。イの施行日については、令和８年４月１日となります。４ページから７ページが改正する条例案、また、資料④の別添が改正する新旧対照表となりますので、後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○篠塚委員**　所得控除が１０３万円から１２３万円になった場合、土浦市で減収になると思うのですが、どのくらいを想定しているのか教えていただければと思います。

**○中西課税課長**　委員から御質問いただきました今回の特定親族特別控除が設定されますと、対象者から申し上げますと３４９人おりまして、約７００万円の減収を見込んでおります。

**○篠塚委員**　その減収分は、交付税で措置されるようになるのですか。
**○中西課税課長**　交付税措置があるかどうかは、現状のところまだ情報はきておりません。
**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
**○目黒委員長**　ないようですので、そのほか総務部からございますか。
**○渡邊管財課長**　旧第二学校給食センター跡地の売却について、御報告いたします。旧第二学校給食センター跡地につきましては、５月１９日に入札公告したもので、委員の皆様にも公告当日にメール報告させていただいたものです。建物の解体撤去条件付き、最低売却額３０５万円で６月３０日に入札を実施した結果、茨城セキスイハイム株式会社が１，７８０万円で落札しました。７月中旬から８月中旬にかけて、契約の締結、相手方からの代金の振込、登記申請と進み、８月２２日に登記が完了し、同日物件の引渡しを行いました。報告は以上です。
**○目黒委員長**　委員の皆様から執行部に何かございますか。
**○篠塚委員**　先ほど行政コスト計算書の説明があったのですが、その中で人件費が令和４年に比べると上がってきているんですが、土浦市のラスパイレス指数は、茨城県内の市町村の中でどのくらいの順位になったのでしょうか。
**○塚本総務部長**　手元に資料がなく、正確な数字は申し上げられないですが、以前は下から２番目くらいの４３位くらいだったと思うのですが、現在は３０数番まで上がってきたと記憶してございます。まだ、県平均までは足らないかなという状況でございます。
**○目黒委員長**　そのほか委員の皆様から執行部に何かございますか。
（「なし」という声あり）
**○目黒委員長**　それでは、総務部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（総務部退席）
（市民生活部入室）

**○目黒委員長**　それでは、市民生活部の案件について、協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①土浦市自転車駐車場条例の一部改正（案）について、説明を願います。
**○福原生活安全課長**　資料①をお願いいたします。土浦市自転車駐車場条例の一部改正（案）について御説明申し上げます。まず、改正理由でございますが、本市の自転車駐車場は、本年度末までシルバー人材センターを指定管理者に定め、８か所の運営をいたしております。しかしながら、最低賃金の上昇による人件費の増加や物価燃料費の高騰に伴い、運営は非常に厳しい状況にございます。このような状況を踏まえまして、働き方改革並びに収支の改善を図るため業務時間の短縮を行う改正を行うものでございます。つぎに、改正内容でございますが、まず、（１）の第６条関係といたしまして、業務時間の改正でございます。７か所の自転車駐車場の業務時間を１時間短縮いたしまして、午後９時を午後８時に改めます。また、土浦駅西口地下自転車駐車場におきましては、業

務時間を２時間短縮いたしまして、翌日の午前１時を午後１１時に改めるものでございます。（２）の記載の条項につきましては、一部改正に伴う文言の整理等でございます。詳細につきましては、新旧対照表を御参照ください。施行日は、令和８年４月１日でございます。最後に、今回の条例改正を行う経緯につきまして御説明いたします。今後の運営改善を図る案としまして、収入増を図る自転車駐車場の利用料の増額と経費削減を図る勤務時間の見直しによる人件費の削減を検討いたしました。まず、自転車駐車場の利用料の増額でございますが、本市の利用料は、近隣の市と比べ料金が高額でございます。例えば、平面駐車場、学生１か月の利用料金は、本市が２，１４０円、つくば市が１，０６０円、牛久市が１，０５０円となっております。このような現状を鑑みますと、料金の増額は市民の理解が得られないと判断いたしたことから、勤務時間の短縮による人件費の削減とさせていただく運びとなりました。また、今回の改正で問題となるのは、土浦駅西口地下自転車駐車場は、安全管理のため業務時間終了後にシャッターを下ろし、閉鎖することで自転車が出られなくなることでございます。この点につきましては、事前の業務時間変更の周知徹底を図りまして、午後１１時以降の利用者につきましては、２４時間利用可能な土浦駅西口第１、第２自転車駐車場へ案内してまいります。なお、今回は、試験的に時間の短縮を実施いたしまして、今後の市民のニーズを検証し、改善を図ってまいりたいと考えております。説明は以上となります。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料②ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）、マイナンバーカード在留カード等一体化情報機器整備事業について、説明を願います。

**○菊田市民課長**　資料②をお願いします。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）のマイナンバーカード在留カード等一体化情報機器整備事業でございます。１番の補正の理由ですが、外国人の在留管理制度において、中長期在留者等、３か月以上の在留資格を持つ外国人になりますが、居住地届出受理等の事務を法定受託事務として行っています。今般、国は、マイナンバーカードと外国人の持つ在留カードを一体化し、それぞれのカードに係る手続のワンストップ化を図りました。簡単に申しますと、カードの更新の際には、入国管理局と市町村を行ったり来たりしなくてもいいようになります。市町村におきましては、特定在留カードの申請交付を行う事務や在留カードのＩＣチップに住居地等の記録を行う事務などが増え、そのために専用端末を設置する必要がございますので、その整備のために歳入及び歳出の補正を行うものでございます。２番の事業概要につきまして、（１）市町村で行う事務でございますが、入国管理法の改正の施行日は、法の公布日である令和６年６月２１日から２年以内とありまして、おそらく令和８年６月頃と思われます。内容は、①新規に上陸する外国人に係る特定在留カード、こちらは在留カードにマイナンバーカードの機能を付与したものでございますが、その申請受付及び交付事務、そして②転入、住所変更に係る住民基本台帳の情報を特定在留カードのＩＣチップへ記載する事務を行うことになります。これらの事務を行うために住居地等記録端末を設置いたします。（２）端末の台数につきましては、８台で内訳は本

庁分４台と支所分４台です。端末１台当たりの金額については、国基準額が１台当たり２５万９，３００円となっておりまして、合計金額の補正額は、２２８万２，０００円です。（３）財源としましては、国庫委託金（中長期在留者届出等事務委託金）１０分の１０でございます。これらが概要ですが、詳細については、本年秋頃に市町村向け概要説明会がある予定でございます。現在では、国委託金交付額決定通知書は令和７年５月２０日付けで届いておりまして、端末の調達は令和８年１月末までに行うようにという案内がございます。３番の補正予算額につきましては、歳入では、第１６款国庫支出金、第３項国庫委託金、第１目総務費国庫委託金で、補正額は３３０万９，０００円です。今回、端末整備費としての２２８万２，０００円に加え、外国人の事務受付件数実績が増加していることから、人件費分が増加した結果、委託金が増額されています。歳出では、第２款総務費、第３項戸籍住民基本台帳費、第２目戸籍住民基本台帳費で、備品購入費２２８万２，０００円です。歳入補正予算額の歳出補正予算額への充当残額１０２万７，０００円については、戸籍住民基本台帳費の中におきまして財源更正を行うものでございます。説明は以上です。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料②イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）、ごみ処理対策事業について、説明を願います。

**○草間環境衛生課長**　サイドブックスの資料②イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第２回）（案）について、ごみ処理対策事業をお願いいたします。今回の補正予算は、指定ごみ袋受注等委託の来年度からの３年契約に伴う債務負担行為の設定でございます。１の債務負担行為の理由でございますが、当該業務につきましては、指定ごみ袋の販売取扱店とごみ袋製造業者との在庫調整など保管管理業務をはじめ、受注から配送までの流通管理業務、さらには、代金の請求や徴収、市への納付などの収納管理をごみ袋受注に係る包括的な業務として委託しておりますが、販売取扱店に対し、継続的かつ円滑な対応が求められることから、前年度中に契約を締結し、次年度以降の業務開始に向けた準備期間を確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。つぎに、２の債務負担行為の内容でございます。債務負担行為の限度額は、一般会計のごみ処理対策事業中、１２節委託料として５，１００万円を計上しております。３の年度別の内訳でございます。今年度は、準備期間でありますことからゼロ債務となりまして、来年度から令和１０年度までの３年間、毎年１，７００万円の支出を予定しております。４の今後のスケジュール案でございますが、９月議会におきまして、債務負担行為設定の議決をいただきましたら、１１月中旬の入札により委託業者を決定し、その後、来年４月１日からの業務開始に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

**○篠塚委員**　これ自体のことじゃなくて申し訳ないんですけれども、ごみの袋の有料化が始まって７、８年になりますかね。ごみの減量を目的として始まったのですが、分別

をして有料化してごみを減量する、それを市民の方々が分別とか有料化で協力いただいているのですが、その効果というものは、どのように市民の方に知らせているのか、広報紙等でやっていると思うのですが、今度の本委員会でいいので資料でこのように告知していますと、市民の方に理解を得ないとこの事業は進めませんというような内容の資料がありましたら提供していただきたいと思います。それからもう１点、ごみの袋の色ですが、特に生ごみ等の袋の色がちょっと違うときがあるような気がしました。ごみの集積所に置いてあると袋の色が違うから、物によっては別の袋じゃないかと誤解される方もいたりするときがあったものですから、袋の色の徹底とかですね、その辺をどうするのか、今答えられなければ後でいいので、本委員会のときに２点ほどお答えいただければと思います。

**○草間環境衛生課長**　一つ目のごみの減量に関しましては、次回の本委員会のときに、例えば、直近５年間の１人当たりの排出するごみの量などをグラフ等にして御提供するとともに、そういった資料をホームページ等に公表することによって、市民の皆様に対しまして積極的に情報を公開していきたいと考えております。それから二つ目の生ごみの袋でございますが、土浦市で指定ごみ袋といいますのが、燃やせるごみと燃やせないごみでございまして、生ごみの袋に関しましては、実は任意で各スーパーや小売店が製作しているものでございます。ですので、各スーパーや小売店がその製作元というところがおそらく異なるごみ袋の製造業者になっていると思いますので、その辺のところを現況を確認しながら、なるべく統一した色合いになりますように指導していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、報告事項に移ります。資料③清掃センター草刈作業に係る物損事故の和解について、説明を願います。

**○草間環境衛生課長**　サイドブックスの資料③清掃センター草刈作業に係る物損事故の和解についてをお願いいたします。こちらは専決処分の報告でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和７年５月１１日の午前８時３０分頃、２ページにあります位置図のとおり、清掃センター敷地の南西側に隣接する土浦市中村西根２０７８番１地内、ふれあいセンターながみねの駐車場でございます。事故の概要としましては、清掃センター敷地内のふれあいセンターながみねとの敷地境界付近において職員が草刈作業をしていたところ、ふれあいセンターながみねに駐車していた被害車両の左後方スライドドアの窓ガラスに飛び石が当たり、３ページにあります写真のとおり当該車両の窓ガラスが破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害金２２万５，１３４円のうち過失割合１００％に当たる全額２２万５，１３４円を支払うことにより和解したものでございます。なお、当該損害金につきましては、市が加入しております全国市長会の市民総合賠償補償保険から全額相手方に支払ったものでございます。また、４ページが現場状況写真でございますが、今後、同様の事故が発生しないよう事故を発生させた職員はもとより、所属職員への安全教育を実施す

るとともに、草刈作業時における飛び石対策として、防護措置を徹底するよう指導したところでございます。説明は以上でございます。
**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。
**○奥谷委員**　今回１件の和解ということですけれども、本定例会で教育委員会でも同じような飛び石の案件があって、それも専決で含めると２件になりますね。全庁的に学校とか公民館とか各施設の職員さんが草刈をやると思うので、全庁的な飛び石対策を市民生活部だけではなくて、他の部署と連携をして徹底をしていただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。
**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
**○目黒委員長**　つぎに、資料④「第２０回土浦市環境展」・「土浦市消費生活展２０２５」の合同開催について、説明を願います。
**○鈴木環境保全課長**　資料④「第２０回土浦市環境展」・「土浦市消費生活展２０２５」の合同開催についてをお開きください。本年も１０月４日土曜日、霞ケ浦文化体育会館にて、環境展・消費生活展を開催いたします。出展団体につきましては、資料提出後に参加団体が増えまして、今日現在で７３団体、うち環境展が５４団体、消費生活展が１９団体となっております。内容につきましては、参加団体のパネル展示のほか、記載のとおりとなっております。当日は環境展・消費生活展のほかに、グリーンフェスタ、こどもフェスティバルも開催することとなっております。開会式につきましては、午前９時３０分からグリーンフェスタつちうらも含めて合同で行う予定でございます。こどもフェスティバルは別途開会式を行うとのことでございます。委員の皆様には、改めて通知をお送りいたします。お時間がございましたら御出席いただきますようお願いいたします。以上でございます。
**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
**○目黒委員長**　つぎに、資料⑤ペットボトル拠点回収事業の終了について、説明を願います。
**○草間環境衛生課長**　サイドブックスの資料⑤ペットボトル拠点回収事業の終了についてをお願いいたします。ペットボトルの拠点回収につきましては、平成１０年１０月から、市の施設や一部小売店舗に回収ボックスを設置することで、市内４２施設を拠点回収場所として位置付け、開始いたしました。その後、ペットボトルの排出量の増加とともに、この拠点回収だけでは分別排出する機会や場所が不足しているため、回収場所を増やしてほしい旨、市民アンケートにおいて要望が多かったことから、平成１３年１１月よりモデル地区での分別収集を試行したのち、平成１５年７月から全町内の資源集積場におきまして、ペットボトルの分別収集を開始したところでございます。近年、ペットボトルの収集量は年間約３３０トンございますが、ほぼ横ばいの傾向であり、市民のリサイクル意識の向上や全町内での分別収集実施のほか、スーパー等２０店舗で行っている自主的な回収により、排出する機会や場所は十分に確保されているものと想定され

ます。現在、市の１３施設で行っているペットボトルの拠点回収に排出される量は少なくなっており、その役割は果たされたものと考えられることから、今年度末をもって、ペットボトルの拠点回収事業を終了したいと考えております。なお、この拠点回収は、市の１３施設のほか、五つの小売店舗でも行っておりますが、うち４店舗では拠点回収終了後も自主的にペットボトルの回収を実施する予定と伺っております。また、今後のスケジュールでございますが、来月には各施設や自治会長に対し拠点回収の終了をお知らせし、１０月には拠点回収ボックスに終了の御案内を掲示することで、半年間の周知期間を確保できるものでございます。その後、１１月には広報つちうらや市のホームページに拠点回収を終了する旨を掲載し、来年３月に全戸配布する家庭ごみ収集カレンダーでも同様の御案内をすることで、市民の皆様に対しまして丁寧に周知を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

**○古沢委員**　これによって費用はどのくらい削減されるんですか。

**○草間環境衛生課長**　１８か所で拠点回収していたペットボトル、これを収集していた委託料分が削減できるということになります。１８か所ある拠点回収は、市内に１，２１０か所あります資源物の集積所の収集と合わせて契約をしておりますので、削減される費用算出するのがなかなか難しいところでありますが、資源物の収集場の数や収集回数、こちらで案分しますと、拠点回収分としては年額で約８２万円の削減ということが見込まれるところでございます。

**○目黒委員長**　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　つぎに、資料⑥台風等の悪天候時における資源物収集の中止基準の運用について、説明を願います。

**○草間環境衛生課長**　サイドブックスの資料⑥台風等の悪天候時における資源物収集の中止基準の運用についてをお願いいたします。台風等による悪天候時の資源物収集につきましては、ごみを排出する市民の皆様や収集作業員の安全を最優先に確保しなければならないことから、資源物収集の中止基準を設け、運用していきたいと考えております。２の中止基準の内容でございます。（１）として中止の基準でございますが、風速が毎秒３０メートル以上の暴風予報が発表されたときとしております。（２）として、収集を中止する資源物の種類は、籠等で収集を実施している資源物で、缶、ビン、古布、乾電池、ペットボトルでございます。こちらは、風速が毎秒３０メートル以上の場合、これらの籠等が風で飛ばされ、ごみを排出する市民の皆様や収集作業員のほか、ほかのものに籠等が衝突し、被害を発生させる可能性が極めて高いためでございます。（３）中止の決定につきましては、資源物収集日の前日、すなわち籠を設置する日の午前９時に発表することとし、（４）中止の周知方法は、市のホームページのほか、公式ＳＮＳ等を予定しております。（５）中止基準の周知方法は、来年３月に全戸配布する家庭ごみ収集カレンダーや広報紙、市のホームページに掲載するほか、集積場を管理している自治会長には別途御案内することとし、（６）運用開始時期は、来年４月１日を予定しております。（７）

その他としまして、中止基準に満たない①、②の気象予報が発表された場合、資源物の収集は実施することとなりますが、その際、資源物の収集を実施することに合わせまして、可不燃ごみ、生ごみ、容器包装プラスチック、紙類、粗大ごみを含む家庭ごみに関しまして、できる限り次回以降の収集日に排出していただくよう御案内したいと考えております。３の今後のスケジュールでございますが、集積場を管理する自治会長に対し、９月下旬にはこの中止基準の運用内容を、また来年３月には、４月から運用を開始する旨御案内することに加え、先ほども御説明しましたとおり、来年３月に全戸配布する家庭ごみ収集カレンダーや広報紙でも御案内することで、市民の皆様に対しまして、丁寧に周知を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

**○目黒委員長**　ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　ないようですので、そのほか市民生活部からございますか。

**○皆藤市民生活部長**　特にございません。

**○目黒委員長**　委員の皆様から執行部に何かございますか。

**○篠塚委員**　ごみの集積場に関してですが、町内会を退会されて、それでもごみの集積場には置きたいというときは町内会と相談してくださいという話があると思うんですけれども、集積場の維持管理については、各町内会でやっていると思うのですが、町内会を抜けたから、その辺はどうなんだとかいう話があるかと思うので、その解決策とか相談の話とか、どのようにしているのか次回の本委員会でいいので、教えていただければと思います。それからもう１点、集合住宅等で多いのですが、外国籍の方が多くなってきて、ルールが分からなくて、勝手にごみを出したりするというトラブルがあると思うのですが、その解決策とか相談窓口とかでどのように対応しているのか、それも合わせて報告いただければと思います。

**○目黒委員長**　この件については、次回よろしくお願いいたします。ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

**○目黒委員長**　ないようですので、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。